

平成22年第5回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成22年8月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年8月10日
2. 閉 会 平成22年8月10日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

8番 佐 野 悦 朗

平成22年第5回西会津町議会臨時会会議録

平成22年8月10日（火）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

8番 佐野 悦朗

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	矢部 征男
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第5回議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年8月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第2次）

日程第7 議案第3号 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立2号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結について

日程第8 議案第4号 財産の取得について（除雪ドーザ）

日程第9 議案第5号 財産の取得について（小型バス）

閉 会

（全員協議会）

（各常任委員会）

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 ただいまから、平成 22 年第 5 回西会津町議会臨時会を開会します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

このほかの報告について事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、5 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、青木照夫君、12 番、長谷川徳喜君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 8 月 10 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 8 月 10 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 1 号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由説明の中で申しあげましたように、西会津町小学校適正配置審議会を廃止し、新たに西会津町小学校統合推進委員会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

6月議会定例会で説明いたしましたように、西会津町小学校適正配置審議会から去る5月11日に小学校の今後の児童数の見込みから、教育効果を高めるために早期に5校を1校に統合することが望ましいとの答申が出されました。

町ではその答申を受けて、小学校統合に向けた町の基本方針を定めたところでありまして、この基本方針に基づき、小学校統合にかかる地区説明会を開催するなど、具体的作業に着手したところであります。

本基本方針に定めまして、開校時期は、平成24年4月であります。また、西会津中学校の隣接地に新築整備を計画している新校舎にあっては、本年度中に大筋の新校舎の整備計画を策定することといたしておりますことから、これらについて、ご審議いただくため、西会津町小学校統合推進委員会につきましても、早期に設置していくことが必要となつてまいりました。そうした状況から本議会への上程となったところであります。

なお、本委員会でありまして、詳細につきましては、西会津町小学校統合推進委員会規則で定めることとしておりますが、保護者、教職員等学校関係者、町議会、自治区長、公共団体の代表に識見を有するものと公募委員等も含め30人の委員で構成する予定でありまして、校名、校歌の制定等の小学校開校に向けての重要事項や新校舎整備に関する事項についてご審議していただくこととしております。なお、本委員会を附属委員に加えることに併せ、任務を終えました西会津町小学校適正配置審議会につきましては、附属機関から廃止させていただくことにいたしました。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。議案書とともに条例改正案、新旧対照表の1ページも併せてご覧頂きたいと思っております。

議案1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例の一部を次のとおり改正する。

今回改正するのは、条例の別表についてであります。別表のうち附属機関の属する執行機関、町長の部にあります、西会津町小学校適正配置審議会の項を削り、西会津町ケーブルテレビ放送番組審議会の項の下に、西会津町小学校統合推進委員会を加えるものでございます。なお、本委員会の担任する事務につきましては、統合小学校の開校及び学校施設整備に関する重要な事項について調査、審議をいただくこととしております。附則は施行月日を定めておりまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第9条第1項第1号の規定によりまして、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　公布の日というのは、だいたい、いつごろを予定されておりますか。

もう一つはこの設置しようとしている、推進委員会は30名規模位にしたいということですが、その中に議員もこの構成メンバーの一員とするような説明がありました、その30

名の定数のうち、議員の定数は、議員の定数というのかな、議員は何名ぐらいを予定されているのか。これはまったく町の条例事項だから、必ずしも議員なんかは入れる必要はないというのが私の考えですが、議員は必ず入れる予定なんですか。どうですか。

以上です。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ではご質問にお答えいたします。

まず一点目は、公布はいつ予定しているのかというようなことでございますが、本日臨時会を実施しているところでございまして、議決後直ちに公布をしていきたいというふうに考えております。できるだけ早くというような形で行い、公募委員の募集なんかを開始していきたいというふうに考えております。

それから、小学校、統合推進委員会の人数でございまして、30人でございまして、その中に議員が何名入るのかというようなことでございまして、予定としましては5人というようなことで想定しております。

さらには三点目はなぜ議員を委員の中に入れたのかというようなことでございます。今回小学校適正配置審議会を廃止して、新しくこういった委員会を組織するわけですが、適正配置審議会にも議員の皆さんに参加をいただいてまいりました。小学校の統合等につきましても、議会のご議決をいただく事項というのは、小中学校条例の改正とか、スクールバス条例の改正とか、そういった事項しかございません。そうしますと、どんな学校をつくるのか、さらにはどんな校名にしていくのか、さらには校歌はどんなふうに制定をしていくのか、そういった重要事項について議員の皆さんにお諮りする機会がないということで、この委員会には議員の皆さんにもご参加いただいたほうが、より良い議論ができるだろうというようなことで、委員の中に入れていただくということで考えた次第でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 一点目の質問については分かりました。そして、第1回目の委員会を開催できるというのは、いつごろを想定されておられるのですか。公募の期間というのをどれほどとるのか、それによって違うんでしょうけども。

それと二点目の学校経営に関してのことが多いというような説明でありました。故に政治と教育との分離あるいは議会と執行機関との分離、そういう点から見て議員というのは入らないほうが、より目的にあったような委員会とすることができるのではないかというのが私のこの持論なんです。そして町もそれを受けてですね審議会、委員会は極力この法律にうたっているのを除いては議員を排除といったら言い過ぎですけど、議員は入っていただかないというような方針で、この今までの経過はそうなんだけれども、それをなぜ踏襲しないのかというのが、疑問として残ります。もう少し丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野議員の二番目にお答えをしたいと思います。議員もご承知のとおりこの小学校適正配置の問題については、むしろ議会のほうが早くから西会津町の小学校の今後のあ

り方ということについて、議論をしてくれました。したがって、それに関する色々な情報やあるいは考え方、こうしたことについては、関心を持っておられるがためにいろいろ各委員会やその他特別委員会やそうした形をとりながら、統合されたところのご意見、あるいはその状況というものについていろいろと視察や調査をしてくられたというふうに思っておりますし、あるいはまた、これからそうした小学校の統合等に関するところにそれぞれ委員会やあるいは常任委員会の中で視察をされるようなこともあるかというふうに思っております。したがって今回の委員会というのはこの恒久的に常設される委員会ではございません。目的を持った目的の委員会でありますので、したがってこの内容が終わればその委員会というものは解散をするわけでありまして、したがってあの議員の皆さんについては、委員会での決定権というよりもむしろ委員会全体の中で自らが研修をしてきた、あるいは調査をしてきた中身の一部をいろんな形で踏襲していただいて、それをご意見、参考にしていただくような発言をしていただければいいのかなというふうに思っている次第でありますので、委員会全体を盛り上げると、あるいはいろいろな角度から議員の皆さんからもいろいろのご指摘をいただくと、そうしたお互いに切磋琢磨しながら、活発な委員会内容でありますように、そういうことから今回議員の皆さんにもぜひ加わっていただきまして、この小学校というのが間違いなく西会津町の一大改革でありますので、大変重要な課題を担っている委員会でありますので、是非こうしたところにも議員の皆さんからのご意見も参考にしていただく、こういうことで今回議員の皆さんからも参加を要請したいということで加えさせていただいたところでありまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今ひとつのご質問にお答えします。公募委員の公募期間は3週間ほどと予定でございますが、第1回目の統合推進委員会を9月下旬、もしくは10月上旬、その辺に開催できるように事務処理を進めていきたいと考えております。

○議長 これですべてを終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第2次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正は、6月議会定例会終了後に生じました、緊急かつやむを得ない事業について、補正を行うものであります。

その主な内容といたしましては、ただいまご議決をいただききました小学校統合推進委員会及び地域力創造アドバイザー事業の新規計上と、農業施設災害復旧事業にかかる事業費の追加計上などであります。

これら歳入歳出予算の調整を行った結果、63万1千円の一般財源が必要となりましたので、全額財政調整基金をもって充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成22年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,967万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金63万1千円の増であります。これは、歳入歳出を調整した結果、不足する部分を繰入れするものであります。

次に、19款諸収入、5項4目雑入37万円の計上ですが、地域力創造アドバイザー事業にかかる助成金であります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。歳出ですが、2款総務費、1項6目企画費2千円の減ですが、これは、小学校適正配置審議会の廃止と、新たに小学校統合推進委員会の設置に伴う事業費の組替えであります。

次に、7款商工費、1項3目観光費70万3千円の追加ですが、総務省の支援事業として、民間専門家等の派遣を受け、地域活性化や人材育成を推進し、もって地域力を高めることを目的とした地域力創造アドバイザー事業にかかる謝礼、旅費、需用費について、所要の経費を新たに計上するものであります。

次に、11款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧費30万円の追加ですが、農地及び農業用施設にかかる災害査定用の測量設計委託料を追加するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 説明ではジェイティービーと言いましたかな、そこからアドバイザーを迎えるということですが、あの総務省の事業といますか、総務省関係のお金を使っているということですが、この人に至った経緯といますか、選定の何人かおら

れて町の意向によって選ばれたのか、あるいは総務省が主導でこの人が選ばれたのか。そこら辺をお尋ねします。

それと、予算の編成の問題であります。今の議案の第1号で議決されました。実際にその委員会が動くのは9月の下旬10月だということでもありますから、今回この企画費の予算は何もこの議会にご提案なされなくても9月の議会で提案されても良いではなかったのか。なぜかというとなあなた方の提案したのはほとんど通ってますからそれは今回の条例の改正も通るでありませうが、通ることを前提に予算を編成していいのか。あの9月議会前に第1回の会議をとするならばこのような手続きをしなくちゃならないでしょうが、9月の終わりか10月ということでもありますので、いささか疑問を持ちましたので、そこら辺はなぜ今回、こういうご提案になったのかという辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まず1点目の地域創造力アドバイザー事業のアドバイザーにジェイティービーの清水常務をお願いしたという経緯でございますけれども、まず総務省から清水先生というお話ではなくて、町のほうから清水先生をアドバイザーにということで申請をいたしました。

その理由でございますけれども、清水先生におきましては昨年11月に開催しました、町制施行55周年記念式典での講演、それからいろいろな面で西会津町に関わりを持っていただきまして、過去においてさまざまな指導をいただいたところでございます。

それから、会津はじめ県内、全国的にも観光振興においてさまざまな実績がおりになるということ。そういうことを総合的に判断いたしまして清水先生をアドバイザーとして総務省に申請したところでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 小学校の統合推進委員会の予算の関係について、予算の編成の関係というご質問でございましたので、私の方からご答弁させていただきたいと思っております。

まず議員おただしのように9月議会でも間に合うのではないのかということでございますけれども、確かに今回いろいろ作業スケジュールを詰めていく中で第1回目が先ほど申し上げましたように9月の末を予定していると、9月末ないし10月上旬ということでございますけれども、予算の編成を行う段階におきましては、まだ詳細なスケジュールがそこまで詰まっていなかったということで、9月議会前にですね、できる可能性も残されてございましたので、今回の予算に計上させていただいて、9月議会前にもし動けるようであればそのような対応ができるようにしたいということで、編成をさせていただきましたので、その点につきまして、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 手順の方法は別として70万3千円の予算、地域力推進アドバイザーの内容であると。私は賛成する者として、じゃ中身はどうなのか。何かやるのか。いつまでやるのか。目的、最終的にはどういう形になるのか、その辺をお答え願います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。まず、今次補正で歳出で計上いたしましたのは、70

万3千円ということでございまして、この金額につきましては、町予算で取るべき金額ということで、清水先生への謝金、旅費につきましては、総務省から直接支払われることとなりますので、今次補正にはまず入ってございません。それで、清水常務に直接支払われる金額が116万7千円ほどでございます。今次補正70万3千円と合わせますと、約総額で187万円ほどの全体の予算になります。

それから、アドバイザー事業、これからどういうふうな取り組みをするのかということでございますけれども、予定としましては、8月から来年の2月まで7カ月間の事業期間でございます。それで、先生には毎月1回は西会津に来ていただきまして、既存の観光資源の見直しでありますとか、新たな観光資源の発掘、さらには観光に携わる人材の育成、観光協会やグリーンツーリズム協議会と、各種団体への助言でありますとか、指導でありますとか、それから町全体の観光振興に関わるアドバイスでありますとか、そういった指導、助言をいただくような予定でございます。それで、今次補正にあげました70万3千円でございますけれども、清水先生のほかにも、清水先生の紹介を受けました外部協力者といえますか、そういった先生の方の旅費、謝金も含まれてございます。

以上でございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 説明はおおむね理解できましたが、今、清水先生のほかにもいらっしゃるということなんですけれども、結構インターネットでも県内に有数のネットワークを持って教育、なんとか子どもに対処したような指導者がいらっしゃるようです。グリーンツーリズムを中心としたご指導なんだろうけれども、先ほど言った最終的なグリーンツーリズムのこの仕上げ、清水先生へのお願いというのはどういう形になりますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 具体的なグリーンツーリズムの仕上げということでございますけれども、グリーンツーリズム協議会の活動につきましては、町で積極的に支援していくということでございまして、今年度22年度ですべてきちとした形が決まるという予定ではございません。22年度、23年度、4年度数年かけてある程度形にしていこうという取り組みでございます。清水先生につきましては、会津若松市でありますとか、喜多方市でありますとか、そういったそのグリーンツーリズムの取り組みについても関わりをお持ちになって、講演ですとかいろいろな指導をされているところでありまして、清水先生からのお話ですと喜多方は喜多方、若松は若松、西会津は西会津のグリーンツーリズムがあるんじゃないかと、それをいかにそのモノにしていくかということが大切であるということでありまして、西会津ならではのグリーンツーリズムについて、地元の人が気が付かない良さとか、そういった面について清水先生にいろいろな角度からアドバイスをしていただくということで考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線(橋立2号橋)橋梁上部工工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第3号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線(橋立2号橋)橋梁上部工工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配布してございますのでご覧ください。

本工事は町縦貫道路として位置付け、町が整備を進めている町道野沢柴崎線に設置する橋梁の上部工工事であります。

野沢柴崎線には、橋立1号から3号橋、それに橋屋橋と全部で4つの橋梁整備を計画しております。本橋梁は、なぎの平側から2つ目の橋梁であり、準用河川井谷川に架設されます橋立2号橋であります。この橋梁は、橋長が93m、幅員は全幅が9.2m、有効幅員は8mでございまして、橋長が長くなることから、中間に橋脚2基を設置しまして、3経間の橋梁で整備することといたしました。本工事は、これら橋台2基と橋脚2基が完成する事から橋台及び橋脚の上にかける上部工一式の工事であります。

簡単に橋梁一般図で説明いたします。主桁は塗装の必要がなく、さびに強い鉄製の桁でありまして、地上で分割された桁を22mから38m程度に組み立てまして、右側戸中側よりトラッククレーンにより直接橋台及び橋脚のうえに架設し連結いたします。その後桁の上に型枠を組みコンクリートを打設し橋を建造するものであります。

本工事は、本年度に新設された国土交通省の所管の社会資本整備総合交付金を活用し整備を行いますことから、年度当初から実施設計の調整作業等、工事発注に向けての作業を鋭意進めるとともに、交付金の申請等の事務手続を行ってまいりましたが、これら作業が終了し、橋梁下部工工事が完成することから、このほど入札を執行したところであります。

本工事ににつきましては、鋼橋上部工事に該当する工事ではありますが、予定価格金額が1億7千万円を超える大型事業でありますこと、又は橋梁の上部工工事でありますことから条件付一般競争入札を導入し、発注業者の決定を行ったところであります。

本工事入札にあたり町が付した入札参加の条件は、①町の有資格業者名簿の鋼橋上部工事に登録され、かつ建設業法の鋼橋構造物工事業の許可を得ている者であること。②福島県の鋼橋上部工工事の総合点が854点以上であること。③東北管内に本社、支社又は営業所を有する業者であること。④過去5年間において福島県内において官公庁発注の橋長60m以上の鋼橋上部工事を1件以上受注した実績を有するもの、など10項目でありました。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に株式会社檜崎製作所仙台営業所、高田機工株式会社仙台営業所、川田工業株式会社仙台営業所、矢田工業株式会社、協三工業株式会社の5社でありました。

去る8月3日に執行しました入札書の開札会の結果、最低制限価格を下回った業者を除き、最低の価格で入札した業者は協三工業株式会社であり、その価格は1億3,790万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額689万円を加えた合計額1億4,479万5千円を契約金として、8月4日付、同社代表取締役加藤守氏と工事請負仮契約を締結いたしました。

なお、本工事の竣工期限は、平成23年12月25日であります。

これをもちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいませ原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 12月25日で竣工ということですが、実際にこの橋が供用開始するのは、できるのは、いつという予定でありますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この橋の供用開始の年月日のことについてのご質問にお答えいたします。

工期が12月25日でございますので、その前に完成すれば、その前に供用開始したいと、最低でも12月25日までには供用を開始したいというふうに考えております。

(「年度は」と言う者あり)

失礼しました、平成23年度です。

○議長 ほかにありませんか。

6番、渡部昌君。

○渡部昌 ちょっとお尋ねします。この橋立2号線ですか、これは耐震構造で設計されていると思いますが、してありますか。というのはね、各橋は皆今耐震の補強工事をやっているところが、各国道で見られるんですけども、これは耐震に設計されているわけですね。

以上お尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 橋の耐震のご質問にお答えいたします。

橋を設計するにあたりましては、設計する基準等がございまして、これが仕様書というものでございますが、それにつきましては最新版の基準によって設計しておりますので、もちろん耐震構造についてもその中に組み込まれております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立2号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立2号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、財産の取得について（除雪ドーザ）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、平成7年に購入いたしました除雪ドーザが、購入から15年が経過し、運行時間も4千時間を超え、車両の老朽化が進んできたことから、冬期間における道路交通の安全確保を図るため、更新を行うものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ（16t級）1台であります。2の取得の方法でございますが売買であります。

去る8月3日、指名競争入札による入札会を執行いたしましたところ、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、TCM販売株式会社会津営業所、会津自動車工業株式会社、コマツ福島株式会社会津支店、喜多方ブル自工株式会社、キャタピラー東北株式会社会津営業所、会津機械株式会社、日立建機株式会社会津営業所の7社であります。

入札の結果、TCM販売株式会社会津営業所所長馬場國夫氏が1,528万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額、1,604万4千円を取得価格といたしまして、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は本年12月10日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回2つの会社が指名を受けたにもかかわらず棄権をしたわけですが、こういう場合、次の指名のときに棄権をした業者の扱いといたしますかな、何らかの影響があるのか、それともやはり有資格者には指名を申し上げて入札に参加していただくということなんでしょうか。この棄権の業者に対しての町としての対応ですか。それをお伺いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ご質問にお答えをいたします。今回入札を行ったところ2社から辞退がございました。それぞれ辞退届が出されまして、その中に1社は今回16トン級の除雪機械ということでございましたけれども、1社は16トン級が扱えない会社であったということでございます。

それからもう1社につきましては、仕様の一部が納入期限まで製造が間に合わないというようなことがございましたので、この2社につきましてはやむを得ないというふうに判断をしております。ただ、何の理由もなしにですね、辞退をするということであれば、入札、指名参加願いを提出しておりますので、理由がまったくない中での辞退ということになれば、次回の指名の際には何らかの考慮は必要かなというふうに考えております。

○議長 ほかにございませんか。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、財産の取得について(除雪ドーザ)は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、財産の取得について(小型バス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第5号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成14年1月に購入いたしました町民バスが、運行開始から8年を経過し、運行距離も45万kmを超え、車両の老朽化が進んできたことから、輸送の安全を確保するため、更新を行うものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

1の取得する財産及び数量であります。小型バス、29人乗りのマイクロバス1台であります。2の取得の方法であります。売買であります。

去る8月3日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名いたしました業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、有限会社齋藤オート、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店、株式会社平和総合企業、有限会社渡部泉商店野沢自動車工業、有限会社相原モータースの5社であります。

この5社によりまして、入札会を行ったところ、再入札、再々入札までの3回にわたり執行したものの、落札者がいなかったために、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定いたします「再度の入札において落札者がいないときは随意契約によることができ

る」との規定に基づきまして、再入札、再々入札においていずれも最低価格での入札を行った有限会社齋藤オートと改めて随意契約に向けた協議を行った結果、当初購入条件の範囲内となる 903 万円での見積書の提出があったことから、有限会社齋藤オート代表取締役齋藤一博氏と、見積書に消費税及び地方消費税を加算した額、948 万 1,500 円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は本年 12 月 15 日でありませぬ。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 予定価格は、これは事前に公表したものなのかどうか。903 万円というのはね。ちなみにこの予定価格というのは、誰が決めて入札に臨むわけですか。結果をみると再々入札までやっても予定価格より 20 万円も高い入札ですね。一体この予定価格というのは、町が適当に決めるわけじゃないんでしょうから、何かしらのこの手引きなりそういうのでお決めになると思うんですが、その経過なりを教えてください。

それとこの購入しようとするマイクロバス、これはどこの製品というか、メーカーはどこで何人乗りでどのような装備を持っているのか。例えば四輪駆動車だとか、そういうような。この仮契約をした段階でどのようなサービスがあるのかね。例えばスノータイヤ 12 月の 15 日だからもちろんスノータイヤでくるだろうけれども、普通タイヤがついていることとか、そういうこのサービスはあるのかどうか、一般的に普通の人が車を買うとき、ホイール付きで 4 本つけろよとか何か言うんだけれど、こういう町の落札というか入札の場合はどうなのか、その辺もそういうことがもう条件として出してから入札に臨んだのかどうか。

以上でございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではご質問にお答えをいたします。

まず予定価格を事前に公表したのかということですが、これは事前公表はしてございません。入札を執行する段階で初めて開いたということでございます。

それから、予定価格の決定につきましては、これは町長が予定価格の設定権者でございますので、町長が予定価格を決定するというところでございます。ただその決定にあたりましては、われわれ事務方が車両の価格、あるいは装備をする際の価格等を事前に調査をいたしまして、いわゆる定価で全部金額をはじき出してでそこに最近の落札の状況を判断をいたしまして、値引き率を掛けると、それを基にして予定価格を設定したということでございます。

それからメーカー、車両の関係でございますけれども、メーカーは三菱のローザというマイクロバスでございます。この三菱のマイクロバスにした最大の理由でございますが、

先ほど議員からおただしがございましたように、四輪駆動車の車でございます。マイクロバスの場合につきましては、四輪駆動車はこの三菱しかございませんので、これを選定をさせていただいたということでございます。

それから、いろいろな購入に際してのサービスはどうだったのかということでございますけれども、町があつた購入する際にはこういったものが必要ですよと全部購入の見積価格に見積上算定する内容については全部購入条件として指定いたしますので、その条件に基づいて各業者の皆さんはそれぞれ見積もりをされてくるということでございます。タイヤの例がちょっと出されましたけれども、今回購入条件の中でもタイヤにつきましては、納車時が冬期間に、12月ということになりますのであらかじめスタッドレスタイヤを装着して納車をするということで、通常の場合ですと普通タイヤをはいてくるわけでありまして、その差額はちゃんと見積りの中で見てくださいということでありまして。普通タイヤはその分購入しませんで、なんといいますかスタッドレスタイヤをはきつぶすような形で1年間はくというような態勢をとっております。

以上であります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうするとあの予定価格の決定については、近隣の実績等を見て算出するとおっしゃいましたけれども、この903万円という予定価格、これはそういう903万円を買ったところが実際あるなり、それで納まるはずだというこの決められたんでしょ。

しかし、この入札結果を見ると一番安い人で20万円高なんだよね。こういう誤差というのは業者があまりにももうけようとしているのか、あるいは発注するほうが、つまり町があまりにも安く買ったかこうしているのか、どっちかしかないと思うんですけど、責任持って予定価格を決められたんでしょ。なぜこのような誤差が生じるのか、どう思っておられますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 予定価格の設定につきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今回、決して法外な値引率で予定価格を入れたということはございません。値引率も一桁台ということで我々みておりますので、あとは業者さんがどれくらいそのもうけ幅を取るかというところがいろいろあるかと思っておりますけれども、結局最終的には3回やって落札をしなかったわけでありましてけれども、その後その最低で入札された業者さんと話し合いをした中で、これは相手の業者さんがさらに向こうのメーカーのほうといろいろ話をした中で「そのさやは縮めることができます」というような話がございましたので、見積書もその内容で提出があったということで契約をさせていただきました。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点お尋ねしたいのですが、この町民バス、計画的に更新しているということでもありますけれども、この更新する上での明確な基準はあるんでしょうか。今のお話ですと8年経過して45万kmの走行距離になっているというようなことでもあります、8年経過すれば更新していくのか、あるいは走行距離が45万kmを超えれば更新していくようになっていくのか、はたまた別な基準があるのか。その点をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 更新の件でございますので、私の方でご答弁申し上げたいと思います。
この町民バスにつきましては、平成 14 年度 4 月 1 日から運行を開始いたしまして、現在まで 8 年間という年数が経っております。当初この運行するに際しましては、いっぺんに全部購入をいたしまして、順次運行しておりますので、したがって、毎年、毎年同じように全部古くなっていくということでございまして、これはずっと続けまして、いっぺんに更新をするというのはなかなか大変だということでございまして、毎年 1 台か 2 台を順次更新をすることによりまして、最終的には支障のないように進めていくというふうなことで進めていくところでございます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 答弁漏れがございました。基準ということでございますが、先ほど総務課長のほうから現在 45 万 km ということでございましたので、できるだけですね、走行距離は大きくならないようにまあ 60 万 km くらいまでは何とかなるというお話もございしますが、やはり年数が経ちますと傷みが激しいということがございますので、毎年更新しながら支障のないようにしていきたいと考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、財産の取得について（小型バス）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、財産の取得について（小型バス）は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 本臨時会閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

何かとお忙しいところ、本日ご提案をいたしました案件につきましては、熱心にご討議をいただき原案のとおりご議決をいただきまして誠にありがとうございました。

審議の中でいただきましたご意見等につきましては、十分にその意を酌みながら今後対応してまいりますので今後ともよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

毎日暑い日が続きますが、議員各位におかれましては健康に十分に留意されまして議会活動にご活躍されますよう、ご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成 22 年第 5 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時16分)